時 間 外 業 務 取 扱 要 領（案）

この要領は、オホーツク合同庁舎ボイラー運転等業務の実施に当たり、別紙委託業務処理要領４(3)により時間外業務を行った場合の取扱いについて定める。

１　時間外業務に係る委託料

(1)　委託者は業務１時間当たり金　　円に委託契約書により委託料を支払う月における時間外業務時間の合計を乗じて得た金額に、当該金額の100分の10に相当する消費税及び地方消費税相当額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）を委託契約書の委託料月額に加算して受託者に支払うものとする。

(2)　(1)の時間外業務のうち、午後10時から午前５時までの時間帯に行った時間外業務については、(1)で定める業務１時間当たりの単価を金　　円とする。

(3)　(1)及び(2)の業務１時間当たりの単価の決定方法については、この要領の２で定める。

２　時間外業務を行った場合の単価の決定方法

時間外業務の１時間当たりの単価（消費税等を含まない額）は、契約金額の110分の100に相当する金額の100,000分の26（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）とする。ただし、午後10時から午前５時までの時間帯に業務を行った場合の時間外業務の１時間当たりの単価（消費税等を含まない額）は、契約金額の110分の100に相当する金額の100,000分の32（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。）とする。